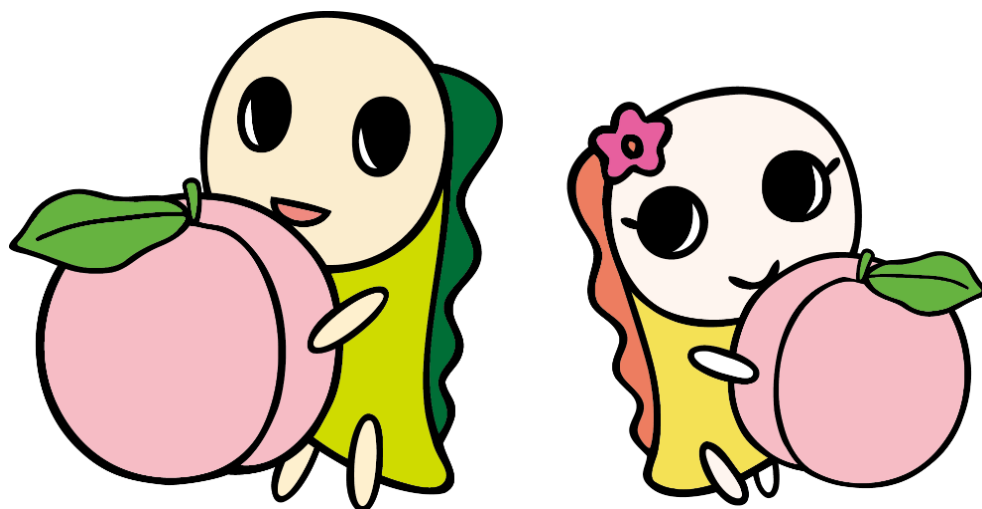


令和5年度版
杉並区産業振興ガイド 2023



令和5年8月



～ はじめに ～

このガイドは、杉並区産業振興センターが行う、中小企業支援・就労支援・商店街振興・観光促進・農業支援などの令和5年度事業をまとめたものです。

杉並区産業振興ガイド2023（令和5年度版）

目 次

第1章 中小企業支援

1 経営支援

- (1) 商工相談 1
- (2) 創業・経営相談会 1
- (3) 中小企業資金融資あっせん制度 1
- (4) 中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の先端設備等の導入促進 2
- (5) 事業所アドバイザー派遣 3
- (6) 異業種交流会の開催 3
- (7) 区内産業の魅力発信 3
- (8) 研究機関活用支援事業補助金 3
- (9) 求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」 3
- (10) 中小企業勤労者福祉事業 3

2 創業支援

- (1) 創業支援資金（中小企業資金融資あっせん制度） 4
- (2) 創業スタートアップ助成 5
- (3) 創業セミナーの実施 5
- (4) 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業 5

3 技能功労者表彰 6

4 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援（セーフティネット保証制度） 6

5 原油価格及び物価の高騰等の影響に対する支援 7

6 エネルギー価格の高騰に伴う光熱費（電気・ガス）上昇に対する支援 8

第2章 就労支援

1 就労支援センター

- (1) 若者就労支援コーナー（すぎJOB） 9
- (2) ハローワークコーナー（すぎハロ） 10
- (3) ジョブトレーニングコーナー（すぎトレ） 10

2 求人情報の提供（求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」） 10

3 就職相談・面接会等

- (1) 合同就職相談・面接会 11
- (2) ツアー面接会 11
- (3) ミニ面接会 11

4 就職相談・面接ブース 11

第3章 商店街の活性化

1 商店街の活動支援

- (1) 商店街チャレンジ戦略支援事業助成 12

(2) 政策課題対応型商店街事業助成	13
(3) 地域連携型商店街事業助成	14
(4) 商店街地域力向上事業	14
(5) 定期開催事業	14
(6) 未来を創る商店街支援事業	14
(7) 商店街装飾灯助成	15
(8) 商店街防犯設備の整備等助成	15
(9) 商店街振興組合等の運営事業費補助	15
(10) 商店街アドバイザー派遣	15
2 商業環境の整備	15
3 コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響に対する支援	16

第4章 観光の促進

1 にぎわいと商機の創出	
(1) 中央線あるあるプロジェクトの推進	17
(2) 魅力発信事業	18
(3) すぎなみ学倶楽部の運営	18
(4) フィルムコミッションの推進	18
(5) 図柄入り杉並ナンバープレートの普及促進	18
2 アニメの振興と活用	
(1) 東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアムの運営	19
(2) 他自治体、民間団体との連携	19
(3) 杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」の普及と活用	20

第5章 都市農業の発展

1 農業振興	
(1) 農業委員会	21
(2) 地産地消推進連絡会	21
(3) 農産物直販マップ	21
(4) 杉並農人	21
2 農業者支援	
(1) 企業的農業経営集団等の支援	21
(2) 農業体験農園の支援	21
(3) 営農活動支援補助事業	21
(4) 杉並区認定農業者	21
(5) 未来に残す東京の農地プロジェクト	21
(6) 都市農業経営力強化事業	22
3 区民への理解促進	
(1) 各種催し	22
(2) 区民農園	22
(3) 上井草二丁目団体利用農園	22
(4) 成田西ふれあい農業公園	22
(5) 農福連携農園（すぎのこ農園）	22
(6) 農業体験農園	23
4 農地に関する届出等	
(1) 農地転用に関する届出	23
(2) 生産緑地地区の解除等	23

第6章 産業振興の基盤

1	杉並区産業振興基本条例	24
2	杉並区産業振興審議会	24
3	杉並区産業振興計画	24
4	杉並区産業振興センター関係機関連絡会	24

第7章 施設案内

1	杉並区産業振興センター	25
2	杉並区立産業商工会館	26
3	杉並区立勤労福祉会館	27
4	東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム	28
5	杉並区就労支援センター	29

資料編

1 情報提供・収集

(1)	東京広域勤労者サービスセンター（フレンドリーげんき）	30
(2)	杉並区就労支援センター WEBサイト等	30
(3)	求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」	30
(4)	杉並区商店街マップの閲覧	30
(5)	中央線あるあるプロジェクトWEBサイト等	30
(6)	すぎなみ学倶楽部 WEBサイト等	30
(7)	東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム WEBサイト等	30
(8)	中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業 WEBサイト	31
(9)	農産物直販マップ	31
(10)	杉並農人	31
(11)	統計資料・調査報告書等	31

2 関係機関一覧

(1)	中小企業支援・産業総合支援機関	32
(2)	事業・融資に関する相談機関	33
(3)	産業団体	33
(4)	農業関係機関	34
(5)	仕事探し・雇用関係等機関	35

3	杉並区産業振興基本条例（全文）	37
---	-----------------	----

4	産業振興センターの組織と主な業務内容	39
---	--------------------	----

第1章 中小企業支援

1 経営支援

(1) 商工相談

創業・経営に関する各種相談(事業計画・会社設立・労務・販売促進・資金繰り・経営に関する相談等)に、中小企業診断士の資格を有する相談員が応じます(予約制)。

相談は無料で、予約は随時受け付けています。

相談員	場 所	曜 日	時 間
中小企業診断士	産業振興センター	月～金曜日	8時30分～17時

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 商工相談担当 ☎03-5347-9182

(2) 創業・経営相談会

創業・経営に関する各種相談に、中小企業診断士の資格を有する相談員が応じます(予約制)。

相談は無料で、予約は随時受け付けています。

相談員	場 所	曜 日	時 間
中小企業診断士	阿佐谷図書館	毎月第2土曜日	13時～17時(1人50分)

【問い合わせ】 阿佐谷図書館 ☎03-5373-1811

(3) 中小企業資金融資あっせん制度

区では、区内中小企業者*1が事業に必要な資金を有利な条件で借り入れできるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力により、融資あっせん制度を設けています。

この制度は、区が直接融資するものではなく、利子の一部を補給して、事業者の負担軽減を図る制度です。普通資金(運転、設備、借換)や短期運転資金など、様々な資金ニーズに対応したメニューを用意しています。

[利用できる方]

- ① 区内に1年以上主たる事業所(法人の場合は本店登記)及び事業実態を有する方
- ② 区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
- ③ 申込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)及び事業税(法人の場合は法人事業税と法人都民税)を滞納していない方
- ④ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- ⑤ 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
- ⑥ 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方

「小規模企業小口資金」「経営安定運転特例小口資金」「災害復旧特例小口資金」(小口零細企業保証制度*2の対象)は、上記①～⑥に加えて、従業員20人(卸売業・小売業またはサービス業*3は5人)以下であること、及び、信用保証協会の保証付融資残高と融資申込予定額の合計額が2,000万円以下であることが条件です。

※1: 中小企業者とは

制度融資の対象となる中小企業者とは、「中小企業信用保険法に定める中小企業者」を指します。企業の「常時使用する従業員数」または「資本金」のいずれか一方が、次表(2ページ)に該当していることが必要です。

業 種	資本金	従業員
製造業など	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
小売業(飲食業含む)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
医療法人など	—	300 人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
宿泊業(旅館業を除く)・娯楽業	5,000 万円以下	100 人以下
旅 館 業	5,000 万円以下	200 人以下

※2:「小口零細企業保証制度」とは

責任共有制度の実施に伴い、金融環境変化の影響を受けやすい小規模・個人企業を対象として創設された全国統一保証制度です。

※3: 宿泊業・娯楽業・旅行業は従業員数 20 人以下の事業者が対象となります。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 商工相談担当 ☎03-5347-9182

(4) 中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の先端設備等の導入促進

「中小企業等経営強化法」に基づき、区では、区内中小企業等の労働生産性向上を推進するために「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得ました。

区内中小企業・小規模事業者等が、先端設備等を導入する際に、区の「導入促進基本計画」に基づき「先端設備等導入計画」を策定し、区の認定を受けることで、固定資産税の特例措置や民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。

(注1) 杉並区への計画申請の前に、「認定経営革新等支援機関」の事前確認が必要です。

(注2) 設備取得は、杉並区の認定を受けた後となります。

[支援内容]

- ① 先端設備等導入計画に伴い導入する一定の要件を満たした新規設備等に係る固定資産税(償却資産)の課税標準が3年間1/2に軽減されます。また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合5年間、令和7年3月までに取得した場合は4年間にわたって1/3に軽減されます。
- ② 先端設備等導入計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等通常枠とは別枠での追加保証が受けられません。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

(5) 事業所アドバイザー派遣

区内で事業を営んでいる方、これから創業される方を対象に、経営改善や店舗等の助言や指導を行う専門家のアドバイザー（中小企業診断士、弁護士、税理士、社会保険労務士、弁理士、ITコーディネーター、建築士等）を事業所等へ派遣します。派遣は無料で、回数は1事業所あたり年度内2回まで（1回あたり2時間程度）です。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

(6) 異業種交流会の開催

様々な事業者が互いの経営資源を結び付け、新たなビジネスチャンスにつなげることができるよう、産業団体と区が連携し、異業種交流会を年4回開催します（開催時期・内容は広報すぎなみ、区公式ホームページ等でお知らせします）。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

(7) 区内産業の魅力発信

区内事業所による優れた技術や製品、特徴ある事業者の紹介など、区内産業の魅力を産業団体と連携し、「すぎなみ産業フェア」（「すぎなみフェスタ」内で実施）や「産業交流展」などのイベントや、「すぎなみ産」（区内産業紹介冊子）により区内外に発信しています。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

(8) 研究機関活用支援事業補助金

中小企業者が行う新製品や新技術の研究・開発を促進するため、公設試験研究機関、大学等と共同研究等を行う際に要する経費の一部を補助しています。

【補助対象経費】

中小企業者が新製品・新技術・新サービスの研究・開発・試験などを研究機関と共同して行う契約に基づき、中小企業者が研究機関に支払う経費

【補助率・限度額】 1/2・10万円

【対象】

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること
- ・区内に主たる事業所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ、区内で東京信用保証協会の保証対象業種を事業として営む個人又は法人であること。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

(9) 求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」

求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」に区内事業所の求人情報（正社員・パート・アルバイト等）や内職情報を掲載できます。（掲載料は無料）
求人情報は右2次元コードから掲載手続きができます。



【問い合わせ】 杉並区就労支援センター若者就労支援コーナー ☎03-3398-1136

(10) 中小企業勤労者福祉事業

一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター（フレンドリーげんき）において、中小企業、商店などの従業員および事業主の福利厚生向上を目的とし、豊島区、北区、荒川区と共同で事業の運営をしています。スケールメリットを生かしながら、より効率的な事業を展開していきます。

[主な福利厚生事業]

- ・ 給付事業（慶弔見舞金）
- ・ 健康維持増進事業（スポーツクラブ割引、人間ドック利用補助等）
- ・ 余暇活動支援事業（カルチャー施設・レジャー施設の割引利用補助券、各種チケット等の割引あっせん等）
- ・ 会報誌発行（年6回レジャーや催事等会員サービス情報を掲載）

【問い合わせ】 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター

杉並区営業所 ☎03-6279-9117

2 創業支援

(1) 創業支援資金（中小企業資金融資あっせん制度）

新規の創業資金、創業後間もない時期の事業資金を調達したい方に、運転資金・設備資金を低利で融資あっせんしています。

[利用できる方]

- ・ 創業する事業が、信用保証協会の保証対象業種であること。
- ・ 申込みをする日までに申込者（法人の場合は代表者）が納付すべき住民税（区市町村民税・都道府県民税）を滞納していないこと。分社化しようとする法人は、納付すべき事業税を滞納していないこと。
- ・ 許認可事業の場合は、原則として許認可を受けていること。

[要件]

- ① 事業を営んでいない方^{※1}が個人または法人として区内で創業しようとしており次の(ア)(イ)を満たす場合
(ア) 融資申込み金額以上の自己資金額があること
(イ) 個人事業は申込から1カ月以内に開業、法人は2カ月以内に会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有すること。
- ② 事業を営んでいない方^{※1}が個人または法人として区内で創業し、創業した日^{※2}から1年未満の場合
- ③ 中小企業者である法人で、区内で分社化^{※3}しようとする具体的な計画を有する法人または分社化により設立された日から1年未満の法人

※1：事業収入、不動産収入のない方が対象となります。

※2：創業した日は、法人の場合は登記簿上の設立年月日、個人の場合は原則として「個人事業の開業・廃業等届出書」上の開業日とします。ただし、状況によっては売上の発生等、事業の開始が確認できる日とします。

※3：分社化は、中小企業者である法人が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立することをいいます。ただし、新たな会社の出資比率が著しく低く、かつ既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない場合を除きます。

[信用保証料補助]

都からの3分の2の信用保証料補助に加え、区の特定期間創業支援等事業の支援を受け創業する方は、さらに区から3分の1の補助を受けられ、合わせて全額補助となります。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 商工相談担当 ☎03-5347-9182

(2) 創業スタートアップ助成

創業当初に必要な経費の一部を支援し、安定的かつ持続的な経営に取り組む事業者を支援、区内における創業を促進することを目的として実施します。

[助成の種類]

- ① 事業所家賃 助成率：2/3 助成限度額：30万円(月額上限：5万円)
- ② ホームページ等作成費用 助成率：2/3 助成限度額：20万円

[対 象]

- ・中小企業基本法による中小企業者であって、かつ、杉並区内で東京信用保証協会の保証対象業種を事業として営む個人（主たる事業所が杉並区内）又は法人（本店登記と主たる事業所が杉並区内）であること。
- ・基準日（①4月1日②10月1日）から6カ月以内に創業する予定、又は創業6カ月以内である杉並区内中小企業者であること。
- ・地域社会への貢献活動として、原則商店会への加盟をすること。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

(3) 創業セミナーの実施

創業までの手続きや資金計画の立て方、創業した人たちの経験から学ぶ実践的なセミナーを開催します（開催時期・内容は広報すぎなみ、区公式ホームページやチラシでお知らせします）。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

(4) 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業

産業競争力強化法により、国の認定を受けた「杉並区創業支援等事業計画」に基づき、次の「特定創業支援等事業」を実施しています。

- ① 区が実施する特定創業支援等事業
 - (ア) 商工相談（1ページ（1）参照）
 - (イ) 創業セミナー（5ページ（3）参照）
- ② 産業団体・金融機関が実施する特定創業支援等事業
 - (ア) 創業相談（無料・予約制）

【問い合わせ】 東京商工会議所杉並支部 ☎03-3220-1211

(イ) 創業セミナー ※開催時期・内容は広報すぎなみ、区公式ホームページでお知らせします。

【問い合わせ】 西武信用金庫地域協創部 ☎03-6382-7016

(注1) 「特定創業支援等事業」による支援を受けたことにより登録免許税の軽減等の優遇措置が適用となる場合があります。ただし一定の条件を満たした上で区が発行する支援を受けたことの証明書が必要です。優遇の内容や証明書発行の手続きについては、区公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

3 技能功労者表彰

区内で永年にわたり同一の職業に従事し、技能の練磨及び後進の指導育成に努めた方を表彰しています。

対象者は、次の①②に該当する方です。

- ① 区内で下表の職種に5年以上従事している方
- ② 30年以上技能者としての経験を有する60歳以上の方

[対象職種一覧]

番号	職種	番号	職種	番号	職種
1	左官職	14	家具職	27	豆腐製造職
2	ブロック職	15	建具職	28	製めん職
3	タイル職	16	表具・経師職	29	調理師
4	大工職	17	洋服仕立職	30	美容師
5	鳶職	18	和服仕立職	31	理容師
6	鉄筋・鉄骨職	19	染色職	32	クリーニング師
7	屋根職	20	ガラス職	33	はり・きゅう あん摩マッサージ指圧師
8	塗装職	21	時計修理職		
9	配管職	22	自動車整備職	34	個人タクシー運転職
10	電気工事職	23	自転車修理職	35	布団仕立職
11	造園職(植木職)	24	板金・プレス・旋盤職	36	食肉処理・販売業
12	石職	25	植字・印刷職	37	その他区長が適当と 認めた職種
13	畳職	26	製菓職		

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

4 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援（セーフティネット保証制度）

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して経営に影響が出ている中小企業者に対し、セーフティネット保証4号、5号の認定を行います。認定により、信用保証協会の別枠保証等特例措置が適用されます。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 商工相談担当 ☎03-5347-9182

5 原油価格及び物価の高騰等の影響に対する支援

原油価格及び物価の高騰等の影響により、売上が減少している中小企業者の皆様を支援するため、原油価格・物価高騰等対策特例資金を実施しています。

資金の種類	経営安定運転特例資金	経営安定運転特例小口資金
融資対象条件	「ご利用できる方」(注1)に該当し、原油価格及び物価の高騰等の影響により、以下のいずれかが前年同期の売上高と比較して5%以上減少している方 1. 最近3カ月間(申込月の前々月含む)の売上高 2. 最近1カ月間の売上高と今後2カ月間(申込月の翌月含む)の売上見込	
資金使途・ 限度額(注2)	運転資金、設備資金 2,000万円	
表面利率・ 利率負担割合 (区負担率)	表面利率：1.90% ・貸付日から3年間 本人負担率：0% 利子補給率：1.90% ・貸付日から3年経過後 本人負担率：0.48% 利子補給率：1.42%	表面利率：1.70% ・貸付日から3年間 本人負担率：0% 利子補給率：1.70% ・貸付日から3年経過後 本人負担率：0.43% 利子補給率：1.27%
貸付期間	運転資金7年以内、設備資金9年以内 ※運転設備併用の場合は7年以内 (据置1年以内含む)	
申込期間	令和5年9月29日(金)まで	

(注1)「ご利用できる方」は次の条件を満たしている方です。(7、8の条件は経営安定運転特例小口資金のみ)

1. 区内に1年以上主たる事業所(法人の場合は本店登記)及び事業実態を有する方
2. 区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
3. 申込みをする日までに納付すべき住民税(区市町村民税と都道府県民税)及び事業税(法人の場合は法人事業税と法人都民税)を滞納していない方
4. 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
5. 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
6. 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方
7. 従業員が20人(卸売業・小売業またはサービス業は5人)以下であること(宿泊業・娯楽業・旅行業は従業員数20人以下)
8. 信用保証協会の保証付融資残高と融資申込予定額の合計額が2,000万円以下であること

(注2) 経営安定運転特例資金、新型コロナウイルス感染症対策特例資金(令和4年6月30日廃止)を利用している場合(それぞれ小口含む)は、その残高と合わせて2,000万円以内で申込可

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 商工相談担当 ☎03-5347-9182

6 エネルギー価格の高騰に伴う光熱費（電気・ガス）上昇に対する支援

エネルギー価格の高騰に伴う光熱費（電気・ガス）の上昇により、影響を受けている中小企業者の皆様を支援するため、光熱費高騰対策助成を実施します。

助成対象	区内に主たる事業所（法人の場合は本店登記）を有する中小企業信用保険法（昭和37年法律第141号）による中小企業で、かつ、区内で東京信用保証協会の保証対象業種を事業として営む個人又は法人であること。			
助成金額	令和5年4～9月支払分（6か月分）の電気及びガス料金の合計に応じた助成金額			
	対象	合計金額	助成金額	
			事業所 実費額※ （上限60,000円）	自宅兼事業所 実費額※の1/2 （上限30,000円）
	令和5年 4～9月の 電気・ガス 料金の 合計	60万円未満		
		60万円以上90万円未満	90,000円	45,000円
90万円以上120万円未満		120,000円	60,000円	
120万円以上		150,000円	75,000円	
	※千円未満切り捨て			
申請期間	令和5年10月1日～12月31日（注1）			

（注1）現在、実施に向けて、申請方法や広報すぎなみ・区公式ホームページ・SNS等での周知など、準備を行っています。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

第2章 就労支援

1 就労支援センター

ウェルファーム杉並1階にある杉並区就労支援センターには、区の就労支援窓口と国が運営するハローワークが同じフロアに設置されており、就労準備相談と職業相談・職業紹介のサービスを1カ所で受けることができます。(施設案内・29ページを参照)



(1) 若者就労支援コーナー (すぎJOB)

① 就労準備相談・職業紹介

経験豊富なキャリアカウンセラーが、失業中の方やアルバイトから正社員を目指す方等に、状況に応じた就労準備の支援を行います。相談利用者には、杉並区内の求人(就職応援ナビすぎなみ)等の情報提供と応募、就職までをサポートします。就職後の相談もできます(予約制)。

② 心としごとの相談

第2・4月曜日は、臨床心理士等が就職活動中・就労中の心の悩みなどに関する相談を行います(予約制)。

③ 親と子の就労相談

第1・3木曜日の午前中は、就職への一歩についてご家族と一緒に考えます。ご本人と一緒に、ご家族の方だけでも相談できます(予約制)。

相談内容	相談員	相談日 (祝日を除く)	相談時間	備考
就労準備相談 ・職業紹介	キャリアカウンセラー	月～金曜日及び 第1・3土曜日 ※水曜日は、 18時～、19時～ も相談できま す。	10時～ 11時～ 13時～ 14時～ 15時～	各種相談 はすべて オンライ ンも可能
心としごとの相談	臨床心理士等	第2・4月曜日		
親と子の就労相談	キャリアカウンセラー	第1・3木曜日	午前	

④ セミナー等の実施

自己理解・応募書類・面接対策など就労準備に役立つ各種セミナーを実施します。日程はホームページと広報すぎなみで案内します。

⑤ 応募書類作成コーナー

履歴書や職務経歴書をパソコン(3台)を使って作成できます。

⑥ インターネットコーナー

インターネット接続パソコン(3台)を使って求人情報や会社情報等を閲覧できます。

⑦ 就職情報コーナー

書籍、求人情報、面接会やセミナーに関するチラシ等を閲覧できます。

⑧ 企業PRコーナー

魅力ある区内事業所を紹介します。

⑨ 求人情報の提供コーナー

求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」（下記2を参照）に登録されている区内事業所の求人情報（正社員・パート等）や内職情報を提供しています。

【問い合わせ】 杉並区就労支援センター若者就労支援コーナー ☎03-3398-1136

(2) ハローワークコーナー（すぎハロ）

ハローワーク新宿のスタッフが、ハローワークの全国ネットを使って、就職ニーズに応じた職業相談・職業紹介を行います。

全国のハローワークで受け付けた求人情報を求人情報検索パソコンで閲覧できます。

【問い合わせ】 杉並区就労支援センターハローワークコーナー ☎03-3398-8619

(3) ジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）

若者就労支援コーナーで就労準備相談をしているが就労に至らない方、または就労準備訓練等を希望する方を対象に、区内事業所での実習やボランティア活動など実践的な体験プログラムを実施します。対象者は原則15～49歳の方及びそのご家族です。

「コミュニケーションや人づきあいの苦手意識を改善したい」「自立のために動き出すきっかけが欲しい」「働くことを実際に体験してみたい」など、一人ひとりの状況に応じて訓練プログラムを設定し、支援員のサポートのもと継続的なメニューに取り組むことにより、少しずつステップアップしながら就労を目指します（訓練期間6カ月以内）。

また、「ワークルーム」では、OA作業や事務作業など実際の職場と同じような仕事を体験することにより、働く土台を形成し、働く自信と働き続ける力を育てます。

【問い合わせ】 杉並区就労支援センタージョブトレーニングコーナー

☎03-6383-6500

2 求人情報の提供（求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」）

求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」に区内事業所の求人情報（正社員・パート・アルバイト等）や内職情報を掲載しています。



【問い合わせ】 杉並区就労支援センター若者就労支援コーナー ☎03-3398-1136

※その他求人・求職・労働相談等に関することは、資料編2(5)「仕事探し・雇用関係等機関」(35ページ)をご参照ください。

3 就職相談・面接会等

隣接自治体及びハローワーク新宿と連携して、福祉分野（保育・介護）や若者を対象にした合同就職面接会と事業所見学を兼ねたツアー面接会等を実施します。

（1）合同就職相談・面接会

① 保育のおしごと就職相談・面接会

保育士等の人材確保を図るため、中野区と合同の就職相談・面接会をハローワーク新宿と共催で実施します（年2回）。また、就職相談・面接会の同日に保育の仕事に関するセミナーを開催します（年1回）。

② 福祉のおしごと就職相談・面接会

福祉（介護・障害）分野の人材確保を図るため、ハローワーク新宿と共催で就職相談・面接会を実施します（各1回）。また、就職相談・面接会同日に福祉の仕事に関するセミナーを開催します。

③ わかもの向け就職相談・面接会

中野区と合同で若者を対象とした就職面接会をハローワーク新宿と共催で実施します（年1回）。また、同日に面接対策等のセミナーを開催します。

（2）ツアー面接会

主に保育園や介護施設等の事業所見学を兼ねたツアー面接会をハローワーク新宿と共催で実施します（年数回）。

（3）ミニ面接会

1～2社の企業が参加するミニ面接会をハローワーク新宿と共催で実施します（年数回）。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

4 就職相談・面接ブース

区が、区内事業者に対して、就労支援センター内のミーティングルームを就職相談や面接等ができるブースとして提供し、事業者と就労支援センター利用者等の求職者との就労マッチングを行います（年4回、1回あたり2事業者・各2日間）。

【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077

第3章 商店街の活性化

1 商店街の活動支援

区では、商店街の活動を支援する制度を設けています。

(1) 商店街チャレンジ戦略支援事業助成

広く区内商店街の振興を図り、中小商業の経営の安定と発展、地域経済の活性化を図るため、商店街等からの提案によるイベント事業や活性化事業に対し補助します。

① イベント事業

商店街が実施する地域資源を生かしたイベントの実施に係る事業費に対し補助します。

[補助率]

- (ア) 補助対象経費 100 万円以下 対象経費の 5/6 以内(区 1/3 以内、都 1/2 以内)
- (イ) 補助対象経費 100 万円超 対象経費の 2/3 以内(区 1/3 以内、都 1/3 以内)
- (ウ) 若手・女性支援事業 対象経費の 8/9 以内(区 1/3 以内、都 5/9 以内)
- (エ) 組織活力向上支援事業 対象経費の 11/12 以内(区 1/3 以内、都 7/12 以内)

[補助限度額] (ア) (イ) 300 万円 (ウ) 55 万 5 千円 (エ) 825 万円

[回数]

- (ア) (イ) 各 2 回 ※複数商店街等による共催事業を行う場合は左記のほかに 1 回可
- (ウ) (エ) 各 1 回

② 活性化事業

施設整備、販売促進等の商店街活性化を図る事業費に対し補助します。

[補助率] 対象経費の 2/3 以内(区 1/3 以内、都 1/3 以内)

[補助限度額] 5,000 万円(法人商店街) 1,000 万円(任意商店街)

※ホームページ作成は 50 万円・商店街マップ事業は 20 万円

(1) 施設を整備する事業
①街路灯整備・改修 ^{*1} ②カラー舗装 ③アーケードの設置・改修 ④アーチ整備・改修 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設・改修 ⑧商店街事務所設置・改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計・実施設計 ⑯AEDの設置
(2) IT機能の強化を図るための事業
①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③キャッシュレス決済導入 ④Eコマース導入 ⑤POSシステム導入 ⑥スマートフォンアプリ導入 ⑦顧客情報システム導入 ⑧フリーWi-Fi整備
(3) 顧客利便機能の強化を図るための事業
①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティ導入 ③宅配事業 ④案内板設置 ⑤商店街マップ作成
(4) コミュニティ機能の強化を図るための事業
①空き店舗等を活用した事業(交流施設・保育施設・高齢者向け施設等) ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入・調査 ④エコ・リサイクル事業(ごみゼロ運動・リサイクル機器設置等) ⑤着ぐるみの作成
(5) 組織力、経営力の強化を図るための事業
①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援

⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業
(創業支援施設・チャレンジショップ等) ⑬フラッグ作成

※1：装飾灯の新設・建て替え等の補助率は、対象経費の5/6以内(15ページ(7)①(イ)参照)

(ア) 商店街組織力強化事業

活性化事業のうち、商店街の連合会や商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図る事業費に対し補助します。

[補助率] 対象経費の11/12以内(区1/3以内、都7/12以内)

[補助限度額] 2,000万円

(イ) キャッシュレス対応事業

活性化事業のうち、キャッシュレス機器導入等、キャッシュレス決済環境を整備することで、商店街の利便性を高め商店街の活性化を図る事業費に対し補助します。

[補助率] 対象経費の5/6以内(区1/3以内、都1/2以内)

[補助限度額] 法人商店街 5,000万円、任意商店街 1,000万円

(2) 政策課題対応型商店街事業助成

環境負荷の低減や防災・防犯等、行政課題の解決につながる商店街等の取組に対し補助します。

[補助率] (1)(6) 対象経費の95/100以内(区5/100以内、都90/100以内※)

(2)～(5) 対象経費の95/100以内(区15/100以内、都80/100以内※)

(7) 対象経費の100/100(区20/100、都80/100※)

※都補助分は直接補助

[補助限度額] 2,250万円(別に都の直接補助限度額1億2,000万円)

(1) 環境
①LED街路灯の設置 ②ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置 ③街路灯、アーケード及びアーチへのソーラーパネル等の設置 ④街路灯ランプのLEDランプへの交換 ⑤アーケードの照明のLED照明への交換 ⑥微細ミストの導入
(2) 防災・防犯
①街路灯、アーチ、アーケードの撤去 ②アーケード、アーチの耐震工事・調査 ③アーケード、アーチの耐震調査 ④民間交番の設置
(3) 福祉
①バリアフリートイレの設置 ②授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置 ③障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修
(4) 物流
①共同荷さばきスペース・付帯施設の設置
(5) 国際化対応
①外国人観光客受け入れのための施設・整備の設置
(6) 買物弱者支援事業
①宅配サービス、送迎サービス等の取組
(7) 再生可能エネルギー・省エネルギー推進
①アーチの照明のLED照明への交換 ②街路灯のLEDランプ並びにアーケード及びアーチのLED照明の交換

(3) 地域連携型商店街事業助成

商店街が地域団体等と連携して、実行委員会を組織し、地域のニーズに対応して商店街を含めた地域一帯のにぎわい創出に向けて行う、実行委員会等からの提案によるイベント事業や活性化事業に対し補助します。

① イベント事業

地域の活性化を図ることを目的に、商店街の街区を中心とした地域において行われるイベントの実施に係る事業費に対し補助します。

[補助率]

(ア) 新規事業 対象経費の 4/5 以内 (区 2/5 以内、都 2/5 以内)

(イ) 継続事業 対象経費の 2/3 以内 (区 1/3 以内、都 1/3 以内)

[補助限度額] (ア) 400 万円 (イ) 333 万 3 千円

② 活性化事業

実行委員会が策定した 3 年以上の期間にわたる事業計画の中で、地域の活性化を図ることを目的に取り組み事業として位置付けられた事業に対し補助します。

(注 1) 商店街が行う施設整備及び空き店舗の活用に係る取組については、複数回の申請も可能です。

(注 2) 計画の策定に当たっては、都の専門家派遣事業又は区の商店街アドバイザー派遣事業による専門家から事前に助言を受けることが必須です。

[補助率] 対象経費の 4/5 以内 (区 2/5 以内、都 2/5 以内)

[補助限度額] 法人商店街 1 億円 任意商店街 1,000 万円

(4) 商店街地域力向上事業

① 感染症対策事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、商店街等が自ら感染拡大防止ガイドライン等に基づく取組を実施する事業に対し補助します。

[補助率] 対象経費の 5/6 (区 1/3 以内、都 1/2 以内)

[補助限度額] 50 万円

② 住民生活サポート事業

防災・防犯、環境、高齢社会への対応等、商店街等が自ら住民生活を支えるための事業に対し補助します。

[補助率] 対象経費の 2/3 (区 1/3 以内、都 1/3 以内)

[補助限度額] 40 万円

(5) 定期開催事業

商店街 (共催も可) が年間に複数回実施する同一事業に対し補助します。

[補助率] 対象経費の 10/10 (区単独)

[補助限度額] 30 万円 (共催事業の場合:45 万円)

(6) 未来を創る商店街支援事業

時代の流れに対応した新たな商店街づくりに積極的に取り組む商店街に対して、専門家がランドデザインの支援を策定し、その実現のために実施する取組を支援します。

[補助率] 対象経費の 5/6 (区 1/3 以内、都 1/2 以内)

[補助限度額] 調査補助金 100 万円

実行補助金 1 年度目 1,500 万円 2・3 年度目 5,000 万円

(7) 商店街装飾灯助成

商店街が所有する装飾灯に対し、建設費及び電気料・修繕費などの維持管理費の一部を補助します。

① 建設費

(ア) 政策課題対応型商店街事業助成（再掲）

CO₂削減に貢献することが期待されるLED街路灯の建設・建て替え費用及びアーケード・街路灯のLEDランプへの交換（灯具含む）に対し、その費用を補助します。

【補助率】 対象経費の95/100以内（区5/100以内、都90/100以内*）

※都補助分は直接補助

(イ) 商店街チャレンジ戦略支援事業助成（再掲）

活性化事業を活用して、装飾灯の新設、建て替え、灯具交換を行う場合に、その費用を補助します。

【補助率】 対象経費の5/6以内（区1/2以内、都1/3以内）

② 電気料・美化費・修繕費

LED装飾灯の電気料は全額助成します。その他の電気料*ならびに美化費・修繕費は年度ごとに基準額を設定し、補助します。

※その他の電気料：杉並区商店会連合会加入の場合は助成率を上乘せしています。

(8) 商店街防犯設備の整備等助成

地域における安全・安心のまちづくりを図るために、商店街の区域内に設置する防犯カメラ等の設置費及び維持経費の一部を補助します。

① 設置費

【補助率】 設置工事費の2/3以内（区1/3以内、都1/3以内）

【補助限度額】 600万円

② 電気料

【補助額】 カメラ1台あたり月300円（ダミーカメラを除く）

③ 維持管理費・修繕費

【対象経費】 防犯カメラ及び周辺機器類の維持管理・清掃委託費、修繕費

【補助率】 対象経費の2/3以内

【補助限度額】 25万円

(9) 商店街振興組合等の運営事業費補助

商店街振興組合などの法人商店会に対し、運営費・活動費の一部を補助します。

(10) 商店街アドバイザー派遣

課題や問題を抱える区内の商店街に対して、アドバイザー（中小企業診断士など）を派遣し、問題解決のための方策について指導・助言を行います。

（派遣費用は、区で負担します。ただし、年度内に12回まで。）

2 商業環境の整備

特定商業施設の出店及び営業に関する届出

良好な住宅地の環境を維持するため、大規模商業施設など特定の商業施設を区内で出店する場合、「杉並区特定商業施設の出店及び営業に伴う住宅地に係る環境の調整に関する条例」に基づき、区に届出が必要です。

【対象施設】 小売店・飲食店・興行場（映画館・劇場・演芸場等）・

レンタルビデオ店・カラオケ店・パチンコ店・ゲームセンター等

【対象面積】 店舗面積が 500 m²を超える施設（23時から6時までの間において営業を行う場合は、300 m²を超える施設）

【問い合わせ】 産業振興センター商業係 ☎03-5347-9138

3 コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響に対する支援

区における「コロナ禍における原油価格・物価高騰対策」の一環として、区内店舗及び区民生活を支援するために、令和4年12月に実施したキャッシュレス決済によるポイント還元を引き続き、デジタル弱者にも配慮した杉並区プレミアム付商品券（紙商品券）を発行しました。

【利用可能店舗】 区内で小売業、飲食業、サービス業などを営む店舗や事業所（店舗面積が500平米以上の大型店舗等を除く）

【プレミアム率】 30%

【販売価格等】 1セット5,000円（6,500円分、500円×13枚綴り）

【発行規模】 額面総額5.2億円（8万セット）

【利用期間】 令和5年2月28日（火）から令和5年5月31日（水）まで

【問い合わせ】 産業振興センター商業係 ☎03-5347-9138

第4章 観光の促進

1 にぎわいと商機の創出




訪日外国人旅行者数は、3,188万人（令和元年）と過去最高を更新しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その数は激減し、区の来街者誘致に向けた取組にも大きな影響を与えています。

インバウンド回復を見据えた取組は継続して行っていますが、国内向けの来街者誘致にも積極的に取り組んでいきます。今年度は、JR中央線沿線だけでなく、区内全域に目を向けた魅力発信やアニメコンテンツなどを活用した近隣自治体と連携した誘客施策などを通じて「にぎわい・商機」の創出につなげていきます。

（1）中央線あるあるプロジェクトの推進

区のほか、区内産業団体、NPO等で構成される「中央線あるあるプロジェクト実行委員会」により、区内JR中央線4駅周辺の魅力を大きく発信していきます。



WEB サイト (日本語版)		フェイスブック (日本語版)		インスタグラム	
-------------------	--	-------------------	---	---------	--

- ①WEBサイトやフェイスブック、インスタグラムを多言語により運営し、継続的に区の観光情報を発信します。
- ②公募型プロポーザルを実施し、多くの事業者から提案を募り、事業を実施していくことで効率・効果的な情報発信を行います。
- ③訪日外国人旅行者・国内旅行者を区に誘引するため、観光マップ（日本語・英語）を区内外の宿泊施設や観光案内所等で配布します。また、外国人旅行者向けの外部メディアに将来的な来街を促す観光情報を掲載する等、多様な媒体による情報発信を実施します。
- ④高円寺フェスを、「にぎわい・商機」創出を目的としたプロジェクトのシンボルイベントとして位置付け、共催します。
- ⑤区内イベントの主催者等、地域の方々と連携・協働し、区内外へ広く地域の観光資源を周知・PRします。令和5年度は、引き続き区内JR中央線4駅と連携するほか、阿佐ヶ谷飲み屋さん祭りと連携して「ひとり飲みのPRパンフレット」の制作・配布等を予定しています。



各商店街の協力によるフラッグ掲揚

(2) 魅力発信事業

これまで主に J R 中央線沿線におけるイベントや各種史跡、飲食店などの観光資源を活用したツアーの造成及び情報の発信等を行ってきましたが、今後は、J R 中央線沿線に加え、西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源を活用した魅力発信事業を行うことで、区内全域における一層の来街者誘致を図るとともに、商店街の店舗や駅等と連携した地域の活性化を目指していきます。

令和 5 年度は、令和 4 年度に 3 回にわたり実施したムービー・フォトコンテストを通じた調査・分析結果を参考に、西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源・魅力を活用した、当該エリアの認知拡大・地域活性化に資する情報発信事業を行います。



フォトコンテスト 京王井の頭線沿線部門
入賞作品 (R4 年度 実施)



フォトコンテスト 西武新宿線沿線部門
入賞作品 (R4 年度 実施)

(3) すぎなみ学倶楽部の運営

杉並の様々な魅力を、区民ライターが区民目線で取材・執筆する区公式情報サイト「すぎなみ学倶楽部」を運営します。

また、区公式アニメキャラクター「なみすけ」による区の魅力や、なみすけ情報を発信する「なみすけInstagram」を利用した情報発信を行います。

■すぎなみ学倶楽部 WEB サイト



■なみすけInstagram



(4) フィルムコミッションの推進

区施設や区内の公園等をロケ地として紹介することで、テレビや映画を通して区の魅力を広く PR します。また、アニメ産業支援の一環として、アニメロケハン等も支援します。

(5) 図柄入り杉並ナンバープレートの普及促進

区内自動車ディーラーやナンバーセンターの協力のもと、「図柄入り杉並ナンバープレート」の周知を図りつつ、「すぎなみフェスタ」等のイベントでの PR など普及を促進し、区の知名度向上や区民の愛郷心の醸成などにつなげます。



ナンバープレートデザイン

2 アニメの振興と活用

アニメ制作会社が日本一集積する地域特性を資源として捉え、アニメ事業を通じて区内はもとより外国人旅行者を含む区外からの来街者の誘致を促進し、アニメの振興とにぎわいの創出につなげます。

(1) 東京工芸大学※ 杉並アニメーションミュージアムの運営

アニメーションミュージアムは、世代を超えて日本のアニメーション全体を体系づけて学び、体験し、理解しながら楽しんでいただく、アニメーションの総合ミュージアムです。令和4年度の来館者数は、建物工事による休館（5か月間）の影響もあり、コロナ禍前の水準には至りませんでした。再開後に実施した『映画ドラえもん展』は歴代企画展で最も多い集客を記録しました。

令和5年度は、シアタースクリーンを150インチから200インチに入れ替え、より充実した映像体験を提供できるように設備を更新するほか、引き続き多くの人を惹きつけられるような企画コンテンツの調整を図っていきます。

(施設案内・28ページを参照)

※アニメーションミュージアムは、区と学校法人東京工芸大学とのネーミングライツ協定により、平成30年9月1日から通称名を「東京工芸大学杉並アニメーションミュージアム」としています。



(2) 他自治体、民間団体との連携

平成29年度から実施しているアニメ等ブランディング事業について、令和5年度も「中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会」を組織します。各区に加え、東京商工会議所の各支部が構成団体となり、アニメ制作会社やサブカルチャー、マンガ文化が集積する各区の地域特性をより大きく発信し、地域ににぎわいや活気を生むためのブランディングの強化に取り組みます。



▶3区のイベントや事業を紹介するWEBページの作成（R4年度）

▶すぎなみフェスタと連携したイベントの開催（R4年度）



▶杉並アニメーションミュージアム再開記念イベントの実施（R4年度）

(3) 杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」の普及と活用

区民の皆さまと区とをやさしくつなぐキャラクターである「なみすけ」の知名度向上を図るとともに、キャラクター使用料の無償化により商用利用を促進します。

販売場所	営業時間 (販売時間)	定休日	住所・電話番号
コミュかるショップ (区役所中棟1階ロビー)	9時～16時30分	土曜・日曜・祝日 (区役所が開庁していてもお休みです。)	杉並区阿佐谷南1丁目15番1号 ☎03-3312-2111 (代表)
東京工芸大学 杉並アニメーション ミュージアム	10時～18時 (入館は17時30分まで) ※販売時間 10時30分～17時	月曜日、年末年始(12月28日～1月4日) (祝祭日にあたる場合は、その翌日が休館日となります。その他臨時に休館する場合があります。)	杉並区上荻3丁目29番5号 (杉並会館3階) ☎03-3396-1510
杉並希望の家	9時～17時30分	土曜日、日曜日、祝祭日、 年末年始	杉並区久我山5丁目36番17号 ☎03-3335-3774
産業商工会館	9時～21時	毎月第3日曜日、年末年始 (12月28日～1月3日)	杉並区阿佐谷南3丁目2番19号 ☎03-3393-1501

令和4年度新規デザイン



【問い合わせ】 産業振興センター観光係 ☎03-5347-9184

第5章 都市農業の発展

1 農業振興

(1) 農業委員会

杉並区農業委員会は現在13名の委員(任期:令和5年7月20日~令和8年7月19日)で組織されています。委員会では、農業者からの相談処理、農地転用に関する届出、適正な農地の管理や保全、区が行う農業振興事業への支援などを行います。

(2) 地産地消推進連絡会

杉並産農産物が、多くの区民に届き、新鮮で安全な杉並産を食べること、また、多種多様な花や植木を見ることにより、杉並の農業の良き理解者になってもらうために、生産、流通分野などに強みのある農業関係者や事業者、NPOが集まり、集荷・配送方法の確立や販売経路拡大の検討、農業情報の発信を行います。

(3) 農産物直販マップ

農業者が農地の一角や軒先で直販を行っている場所の一覧や、区内農業情報について紹介した「農産物直販マップ」を発行します。

(4) 杉並農人

区内農業者一人ひとりにスポットをあてて、都市部でがんばる杉並の農業者を紹介した「杉並農人」を発行します。また、農産物即売会情報なども掲載します。

2 農業者支援

(1) 企業的農業経営集団等の支援

区内農業発展の原動力となることを目的とし、地域の特性を生かした生産性の高い農業を目指して組織された、企業的農業経営集団の活動事業に要する経費の一部を補助します。

対象となる農業経営集団の指定は農業委員会が行います。

(2) 農業体験農園の支援

農業体験農園は、農業者自らが設置・運営する農園で、農業体験をしたい、安全安心な野菜を作りたいなどの区民要望に応えるとともに、農地の保全を図ることができます。

区では、農業体験農園開設の相談、開設時の工事費や開設後の運営経費の補助、募集業務支援などを行います。令和4年度末現在、区内に2園開設しています。

(3) 営農活動支援補助事業

農業経営の安定化と農産物供給を促進するなど、意欲的に農業経営に取り組む農業者に対し、農産物生産量や売上金額増につながる支援(資機材等の助成)を行います。

(4) 杉並区認定農業者

農業者自らが5年後の農業所得の目標を掲げ、経営改善計画を作成し、その計画が区に認定された者を“認定農業者”として、農業振興の中心的な担い手と位置付け、積極的に支援します。

(5) 未来に残す東京の農地プロジェクト

農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能をより発揮させる防災兼用農業用井戸の設置や生産緑地地区の新規指定にかかる農地整備費用など、貴重な都市農地の保全を図ることを目的とする事業に対し助成します。令和4年度末現在、防災兼用農業用井戸を農地に19基、区立公園に3基、設置しています。

(6) 都市農業経営力強化事業

区内農業を収益性の高い産業へ発展させようとする意欲のある認定農業者を支援するため、栽培施設の設置などの事業に対し助成します。

3 区民への理解促進

(1) 各種催し

① 農業祭

区内農業者の生産意欲増進、農業者と区民との交流を深め、地域に根ざした農業の確立を目指し実施します。

[開催時期] 11月上旬(すぎなみフェスタと同日開催予定)

[開催場所] 桃井原っぱ公園

[催しの内容] 農産物品評会、草花・植木・野菜等の即売会など

② 杉並区草花植木野菜等即売会

区内の農業者が栽培した農産物の普及と緑化推進を目的に実施します。

[開催時期] 春…3月下旬もしくは4月上旬

秋…農業祭と合同開催

[開催場所] 春…杉並区役所

秋…桃井原っぱ公園

このほか、J A・農業者団体が主催する即売会などを実施しています。開催については「広報すぎなみ」、区公式ホームページなどでお知らせします。

(2) 区民農園

農地所有者から土地を借り受け、区民自らが野菜などの栽培を行うことができる区民農園を6農園運営しています。令和5年度には、新たに井草区民農園を10月1日に開園し、区民が農にふれあう機会を拡充します。

利用料	年7,000円
利用期間	約3年間 令和4年3月～令和7年2月
区画面積	1区画 約10㎡

※利用者の募集及び抽選は令和3年度に行いました。次回募集は、令和6年12月に行い、令和7年3月からの使用開始を予定しています。

(3) 上井草二丁目団体利用農園

土に触れる機会の拡大や食育推進の観点から、小学校・保育園等の子ども達を対象に農業体験や収穫体験をする団体農園として、平成29年4月に開園しました。

また、学校給食に杉並産野菜を提供するため、学校栄養士会と打ち合わせて学校給食に適した作物の栽培や、東京中央農業改良普及センターと連携し、杉並に適した農産物及びより多くの収量が見込める栽培方法等の検討・研究を行い、農業者に情報提供を行います。常時開放はしていないため、体験日以外は入園できません。

(4) 成田西ふれあい農業公園

平成28年4月に区民が農に親しむ場として、気軽に土とふれあい、農を「見る」「ふれる」「楽しむ」ことができる公園として開園しました。農業公園では、杉並らしい農のある風景を演出するとともに、農や食への理解や知識の向上を図り、都市における農の魅力や農地の持つ多目的な機能の大切さを伝えます。

(5) 農福連携農園(すぎのこ農園)

区内農地を活用した農業と福祉の連携事業(農福連携事業)の実施を目的として令和3年度に全面開園しました。収穫物の提供による福祉施設等の運営支援や区民ボランティアによる社会貢献活動の推進を図るなど、障害者・高齢者等のいきがい創出や健康増

進の機会を提供することを中心に取り組みつつ、即売会の開催や収穫体験、まつりの開催など、区民・地域との連携事業を通じて、都市農業や農地保全の大切さについて区民の理解促進を図ります。

(6) 農業体験農園

農業体験農園は、農園の園主が開設し、利用者は園主が定めた年間計画に沿って苗の植え付けから栽培管理・収穫までの一連の農作業を園主の指導のもと体験できる農園です。初心者の方でも安心して野菜作りが体験できます（有料）。

※井草体験農園（井草 5-16）、今川体験農園（今川 4-18）の 2 園。

4 農地に関する届出等

(1) 農地転用に関する届出

農地を転用するときは、農地法に基づき農地転用届出が必要です（所有権を移転しない場合は農地法第 4 条、所有権を移転する場合は第 5 条の届出となります）。

届出後、約 2 週間で受理通知書をお渡ししますので、法務局杉並出張所で地目変更等の手続きを行ってください。

(2) 生産緑地地区の解除等

相続が発生した際など「生産緑地の買取申し出」をすることができますので、ご相談ください。

【問い合わせ】 産業振興センター都市農業係 ☎03-5347-9136

第6章 産業振興の基盤

1 杉並区産業振興基本条例

産業振興の基本方針と施策の方向性を明らかにし、事業者、産業経済団体、区民及び区が共通の認識を持って相互に協力して産業振興の総合的な推進を図ることを目的としています。この条例と条例に基づく杉並区産業振興計画に沿って、更なる産業の振興を推進していきます。条例の全文は37ページをご覧ください。

2 杉並区産業振興審議会

平成24年5月杉並区産業振興審議会条例に基づき、区長の附属機関として設置しました。

審議会は、産業経済団体・産業関係者・学識経験者など20名の委員で構成され、区長の諮問に応じて調査・審議しています。

3 杉並区産業振興計画

この計画は、杉並区基本構想で示された将来像の実現に向け、総合計画、実行計画の実効性を高めるため、産業振興分野における目標、具体的な方向性、施策・事業の体系などを明らかにした、区と産業関係者の共通指針とするものです。なお、杉並区産業振興基本条例に基づく計画に位置付けるとともに、都市農業振興基本法に定める地方計画を包含する計画としています。

令和3年10月に新たな杉並区基本構想が策定されたことを受け、同年度に産業振興計画の改定を行いました。総合計画との整合性を図り、計画期間は令和4年度から令和12年度までの9年間としています。「中小企業」「就労」「商店街」「観光・アニメ」「都市農業」の5つの取組項目ごとに、現状と今後の課題を整理し、取組方針や具体的な取組内容を定めた計画となっており、これに基づいて、社会経済環境の変化を踏まえた産業振興施策を展開していきます。

4 杉並区産業振興センター関係機関連絡会

産業経済団体（東京商工会議所杉並支部、杉並区商店街振興組合連合会・杉並区商店会連合会、杉並産業協会）と産業振興センターで構成し、区内産業関係機関や区内事業者との連絡調整や、産業振興センターの運営管理に関することなどを協議しています。

【問い合わせ】 産業振興センター管理係 ☎03-5347-9134

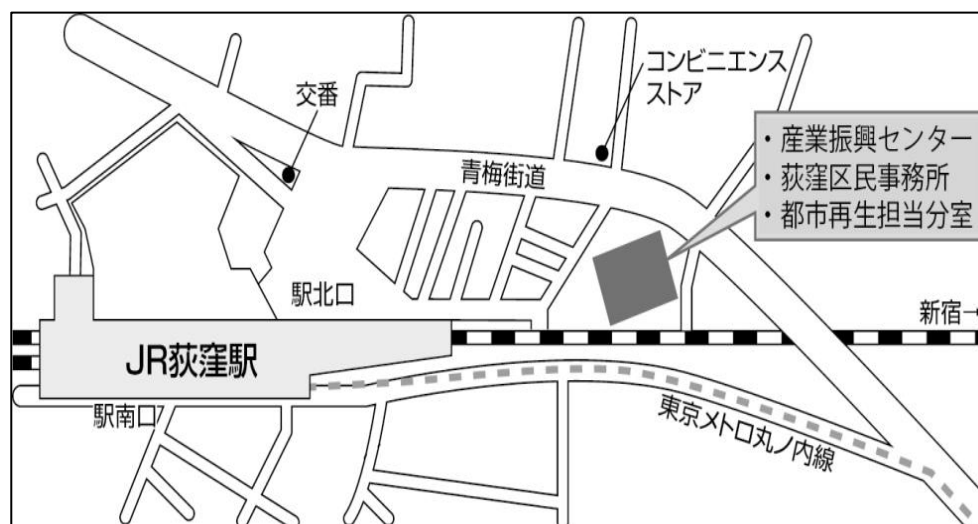
第7章 施設案内

1 杉並区産業振興センター

区内産業の更なる発展を図るため、産業経済団体等（東京商工会議所杉並支部、杉並区商店街振興組合連合会・杉並区商店会連合会、杉並産業協会、東京広域勤労者サービスセンター杉並区営業所）と同じフロアに設置した区の産業振興部門です。

商店街や中小企業の支援、観光の促進、就労支援、都市農業の振興などを行っています。

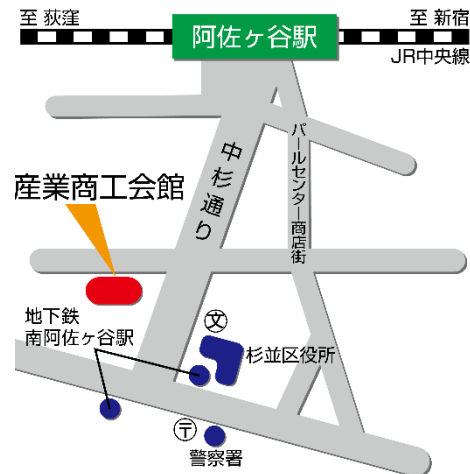
所在地	杉並区上荻1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2階
交通	・JR中央線「荻窪駅」徒歩3分 ・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」徒歩3分
開庁時間	月～金曜日の8時30分～17時（祝日、年末年始12/29～1/3を除く）
併設機関	荻窪区民事務所・都市再生担当分室
問い合わせ	産業振興センター管理係 ☎03-5347-9134



2 杉並区立産業商工会館

杉並区における産業の振興発展を図るために設置された施設です。産業団体や区内の事業所で働く方の会議・打ち合わせ・講習会・展示会などの事業活動に利用できます。

所在地	杉並区阿佐谷南 3-2-19
交通	・ JR中央線「阿佐ヶ谷駅」南口から徒歩 5 分 ・ 東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」から徒歩 3 分
開館時間	9 時～21 時
休館日	毎月第 3 日曜日（館内整理日） 年末年始（12/28～1/3）
申込方法	①産業登録団体（区内産業団体・事業者）の方は、直接会館にお申し込みください。 ②①以外の方は、「さざんかねっと」でお申し込みください。 ※「さざんかねっと」とは（下記参照）
申込受付開始日	産業登録団体：4 カ月前の 1 日から（展示場の展示利用は 9 カ月前の 1 日から） さざんかカード登録団体：3 カ月前の 15 日から 1 次抽選申込開始 区内利用者（団体・個人）：2 カ月前の 1 日から 2 次抽選申込開始
施設内容	展示場・集会室・和室 ※規模・定員・利用料金などは、お問い合わせください。
併設機関	すぎなみ協働プラザ
問い合わせ	杉並区立産業商工会館 ☎03-3393-1501



「さざんかねっと」とは

集会施設等の申し込みをインターネットや電話（自動音声応対式）等で行うことができる施設予約システムです。

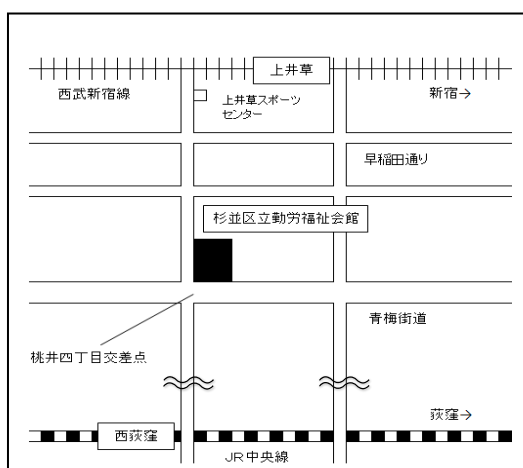
システムの利用には、事前に施設窓口で利用者登録を行う必要があります。




3 杉並区立勤労福祉会館

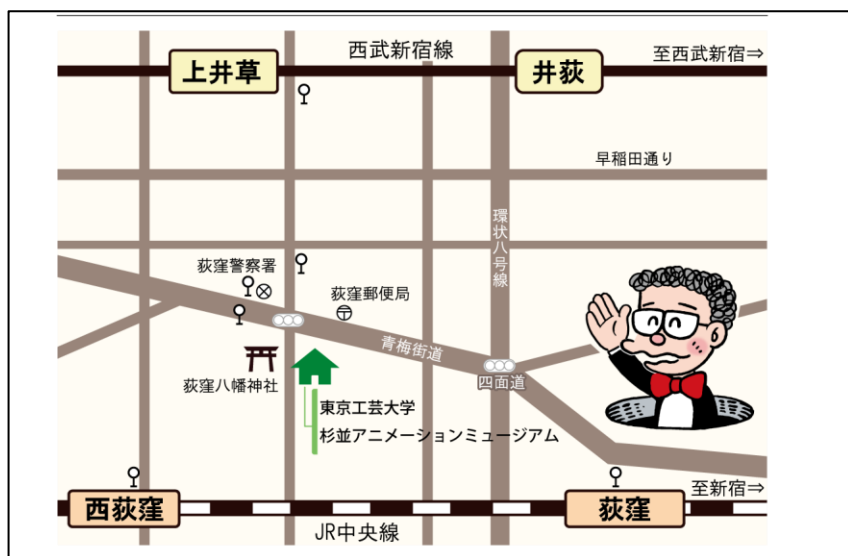
主として区内の中小企業で働く方の文化・教養の向上を図るための勤労福祉会館と、地域のコミュニティ形成の中心となる西荻地域区民センターとの複合施設です。

所在地	杉並区桃井 4-3-2
交通	<p>【電車・徒歩】 JR中央線「西荻窪駅」から徒歩 15 分</p> <p>【バス】 ① JR中央線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」北口 バス 0 番・1 番乗り場から乗車 ⇒ 「桃井四丁目」下車</p> <p>② 「西荻窪駅」北口からバス 井荻駅行き・荻窪駅行き ⇒ 「桃井四丁目」下車</p> <p>③ 西武新宿線「井荻駅」からバス 西荻窪駅行き ⇒ 「桃井四丁目」下車</p>
開館時間	9 時～21 時
休館日	毎月第 2 水曜日 年末年始 (12/28～1/4)
申込方法	「さざんかねっと」でお申し込みください。 ※「さざんかねっと」とは (26 ページ参照)
申込受付開始日	ホール：7 カ月前の 1 日から抽選申込開始 楽器練習室：2 カ月前の 1 日から抽選申込開始 ホール・楽器練習室以外 さざんか一ど登録団体：3 カ月前の 15 日から 1 次抽選申込開始 区内利用者(団体・個人)：2 カ月前の 1 日から 2 次抽選申込開始
施設内容	ホール、集会室、和室、工芸室、音楽室、レクリエーション室、楽器練習室、体育室、軽運動室 ※規模・定員・利用料金などは、お問い合わせください。
併設機関	西荻地域区民センター、災害備蓄倉庫、保育施設
問い合わせ	杉並区立勤労福祉会館 ☎03-3301-0811



4 東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム (19 ページ参照)

所在地	杉並区上荻 3-29-5 杉並会館 3階
交通	<p>① JR中央線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」北口より「関東バス」で約5分(0番及び1番乗り場、どこ行きでも可)⇒「荻窪警察署前」下車</p> <p>② 西武新宿線「上井草駅」より「西武バス」で約7分(荻窪駅行き)⇒「荻窪警察前」下車</p> <p>③ 西武池袋線「石神井公園駅」南口より西武バスで約20分(上井草駅經由荻窪駅行き)⇒「荻窪警察署前」下車</p> <p>※専用駐車場はありません。</p>
開館時間	10時～18時 (入館は17時30分まで)
休館日	毎週月曜日 (月曜日が祝日にあたる場合はその翌日) 年末年始 (12/28～1/4) ※その他、臨時に休館する場合があります。
入場料	無料
問い合わせ	東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム ☎03-3396-1510 



5 杉並区就労支援センター（9 ページ参照）

所在地	杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 複合施設棟 1階	
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 中央線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」北口より徒歩 10 分 ・ 関東バス（中村橋駅・荻窪駅北口間 荻 06）、関東バス（練馬駅・荻窪駅北口間 荻 07）⇒「ウェルファーム杉並」下車徒歩 1 分 	
開庁時間	月～金曜日及び第 1・3 土曜日 9 時～17 時 (第 1・3 土曜日は若者就労支援コーナーのみ開館)	
併設機関	[4 階]天沼区民集会所（令和 5 年 9 月末廃止予定）／杉並区社会福祉協議会（杉並ボランティアセンター） [3 階]消費者センター／在宅医療・生活支援センター／杉並区成年後見センター [2 階]杉並福祉事務所／杉並区社会福祉協議会 [1 階]就労支援センター／生活自立支援窓口「くらしのサポートステーション」／子ども・子育てプラザ天沼	
問い合わせ	若者就労支援コーナー	☎03-3398-1136
	ハローワークコーナー	☎03-3398-8619
	ジョブトレーニングコーナー	☎03-6383-6500



資料編

1 情報提供・収集

(1) 東京広域勤労者サービスセンター（フレンドリーげんき）		
<p>豊島区、北区、荒川区、杉並区の中小企業に勤務する従業員と事業主の福利厚生向上を図るとともに、総合的な勤労者福祉事業を通じて中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的としています。</p> <p>【問い合わせ】 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター 杉並区営業所 ☎03-6279-9117</p>		
(2) 杉並区就労支援センターWEB サイト等		
<p>就労支援センターの施設案内、セミナーや面接会情報、区内事業所情報等、仕事に役立つ情報を掲載します。</p> <p>【問い合わせ】 産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077</p>		
(3) 求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」		
<p>区内事業所求人情報・内職情報を掲載します。区内事業者の方は右2次元コードから無料で求人情報・内職情報を掲載できます。</p> <p>【問い合わせ】 杉並区就労支援センター若者就労支援コーナー ☎03-3398-1136</p>		
(4) 杉並区商店街マップの閲覧		
<p>区公式ホームページ（サイト内検索→商店街マップ）でご覧になれます。</p> <p>【問い合わせ】 産業振興センター商業係 ☎03-5347-9138</p>		
(5) 中央線あるあるプロジェクトWEB サイト等		
<p>区内JR中央線4駅周辺の魅力を、WEBサイトやフェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用して、区内外はもとより、国外に向けて情報発信していきます。</p>		
WEB サイト （日本語版）		WEB サイト （英語版）
	フェイスブック （日本語版）	
フェイスブック （英語版）		フェイスブック （繁体字版）
	インスタグラム	
(6) すぎなみ学倶楽部 WEB サイト等		
<p>区民ライターが、区民目線で地域の様々な魅力取材して執筆した記事や、区公式アニメキャラクター「なみすけ」の魅力をWEBサイトやインスタグラムにより情報発信しています。</p>		
すぎなみ学倶楽部 WEB サイト		なみすけ インスタグラム
		
(7) 東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム WEB サイト等		
<p>杉並アニメーションミュージアムの館内案内、シアター情報、企画展、イベント、ワークショップなどの情報を発信しています。</p> <p>※平成30年9月より東京工芸大学とネーミングライツ協定を締結しています。</p>		
WEB サイト		ツイッター
		

(8) 中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業 WEB サイト

中野区・豊島区及び東京商工会議所各支部と組織する「中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会」の活動を紹介するサイトです。各区のアニメ等の情報発信及びイベント情報などを掲載しています。



【(5)～(8) 問い合わせ】産業振興センター観光係 ☎03-5347-9184

(9) 農産物直販マップ

農産物の直販場所の一覧や、区内の農業について紹介しています。

産業振興センター、成田西ふれあい農業公園、区民事務所、杉並区役所本庁 1 階区民課区民係とコミュかるショップなどで配布しています。

区公式ホームページ（サイト内検索→直販マップ）でもご覧になれます。

(10) 杉並農人

区内農業者一人ひとりにスポットをあてて、都会でがんばる杉並の農業者を紹介する冊子です。また、農産物即売会情報なども掲載しています。

区公式ホームページ（サイト内検索→杉並農人）でもご覧になれます。

【(9)～(10) 問い合わせ】産業振興センター都市農業係 ☎03-5347-9136

(11) 統計資料・調査報告書等

区役所西棟 2 階「区政資料室」（情報管理課情報公開係）、区公式ホームページでご覧になれます。

※区公式ホームページ URL <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

(①～④は「区政情報→産業→産業振興」⑤は「区政情報→統計→杉並区統計書」)



① 杉並区産業実態調査（平成 24 年 3 月）（平成 29 年 11 月）（令和 3 年 3 月）

アンケート調査・ヒアリング調査・各種既存データを基に、杉並区の産業・商店街・農業の現状と課題等をまとめたものです。

② 杉並区新産業実態調査（平成 17 年）（平成 21 年）

産業育成や創業支援を目的に、情報・通信、アート・クリエイト、環境、福祉・介護等、成長が見込まれる産業について調査したものです。

③ 杉並区商業・工業・農業等実態調査報告書（平成 19 年 3 月）

商業・工業・農業等の実態及び消費者の買物動向の把握を目的に実施した調査の結果です。

④ 杉並区中小企業の景況（平成 29 年度～）

区内中小企業の景気動向等を把握するために、四半期ごとに売上高・収益・在庫・資金繰り等の動向について調査・分析を行い、報告書にまとめています

⑤ 杉並区統計書（毎年発行）

商業・工業・農業のほか、人口・環境・交通・教育等、区全般に関する統計資料です。

【①～③問い合わせ】産業振興センター管理係 ☎03-5347-9134

【④問い合わせ】産業振興センター就労・経営支援係 ☎03-5347-9077





【⑤問い合わせ】区民生活部管理課統計係 ☎03-3312-2111（代表）

2 関係機関一覧 (令和5年7月1日現在)

(1) 中小企業支援・産業総合支援機関


機 関 概 要	業 務 内 容
経済産業省 千代田区霞が関 1-3-1 ☎03-3501-1511 	産業技術力強化・中小企業対策・貿易・ものづくり支援・知的財産保護・消費者政策など。
関東経済産業局 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館 電話は右記参照 	経済産業省の地方ブロック機関。 コミュニティビジネス・特許・国際化・特許相談・中小企業相談など。 中小企業相談室 ☎048-600-0334
中小企業庁 千代田区霞が関 1-3-1 ☎03-3501-1511 	経営・金融・財務支援、各種相談、中小企業共済制度、補助金、各種セミナーやイベントの取引拡大支援など。
独立行政法人中小企業基盤整備機構 港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 電話は右記参照 	各分野の専門家（人事・財務・法律・知的相談）による相談窓口の設置、共済制度、海外展開の支援など、中小企業の経営全般を支援。 経営相談ホットライン ☎050-3171-8814 共済相談室 ☎050-5541-7171
東京都産業労働局 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁 ☎03-5321-1111（代表） 	融資あっせん・助成金・労働・雇用・商店街活性化など。 <東京都中小企業向け融資制度> 東京都産業労働局金融部金融課 ☎03-5320-4877
公益財団法人東京都中小企業振興公社 千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 ☎03-3251-7886 	中小企業支援を目的として設立された公益法人。 各種相談・情報提供、下請企業支援、創業支援施設（インキュベータオフィス）運営・情報提供、企業福利厚生支援、商店街支援など。 ワンストップ総合相談窓口 ☎03-3251-7881
独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 豊島区東池袋 1-24-1 ☎03-6907-1234 	従業員の退職金制度「中小企業退職金共済制度（中退共制度）」。
一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター 杉並区営業所 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2階 ☎03-6279-9117 	中小企業に勤務する従業員と事業主の福利厚生の向上を図るとともに総合的な勤労者福祉事業を通じて中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とした事業の実施。

(2) 事業・融資に関する相談機関



機 関 概 要	業 務 内 容
<p>東京信用保証協会 住所・電話は右記参照</p> 	<p>中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる場合にその保証を行い、借り入れを容易にし、事業の健全な発展を支援。 <すでに事業を営んでいる方・これから創業（開業）する方> 東京信用保証協会新宿支店 新宿区西新宿 6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル 3 階 ☎03-3344-2251</p>
<p>日本政策金融公庫国民生活事業 (新宿支店) 新宿区西新宿 1-14-9 ☎0570-026825</p> 	<p>中小企業金融をはじめとする中小企業者向け政策金融機関。 <創業を考えていて予約制の相談を希望する方> 東京ビジネスサポートプラザ ☎03-3342-3831</p>
<p>日本政策金融公庫中小企業事業 (新宿支店) 新宿区西新宿 1-14-9 ☎03-3343-1261</p> 	<p>中小企業者の事業に必要な長期資金の貸し付け、証券化支援、融資の保証などを行う政策金融機関。 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505</p>
<p>商工組合中央金庫 (新宿支店) 新宿区西新宿 6-11-3 ☎03-3340-1551</p> 	<p>商工組合中央金庫に出資している組合とその構成員などが対象。</p>

(3) 産業団体



機 関 概 要	業 務 内 容
<p>東京商工会議所杉並支部 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2 階 ☎03-3220-1211</p> 	<p>中堅・中小企業の経営サポート、地域産業の活性化を目的とした支援融資の相談、税務・法律相談、創業支援等。</p>
<p>杉並区商店街振興組合連合会 杉並区商店会連合会 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2 階 ☎03-3220-1221</p> 	<p>区内 92 団体（令和 5 年 7 月現在。内 14 団体は商店街振興組合）の商店会が加入する連合会。区内商業の振興、商店・商店街の支援、活性化・近代化の推進等。</p>
<p>杉並産業協会 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2 階 ☎03-3220-1231</p> 	<p>労働保険事務組合として、労働保険（雇用保険・労災保険）の事務代行、及び加盟企業・商店の従業員を対象とした福利厚生事業等を実施。</p>
<p>東京都中小企業団体中央会 中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館 ☎03-3542-0386</p> 	<p>協同組合など、中小企業者の連携組織の設立・運営を支援する機関。</p>

<p>東京都商店街振興組合連合会 東京商店街連合会 中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館 5 階 ☎03-3542-0231</p> 	<p>商店街活動のPR、イベント・セミナーの開催など、商店街活動を支援。</p>
--	--

(4) 農業関係機関

機 関 概 要	業 務 内 容
<p>東京中央農業協同組合 (JA) 世田谷区粕谷 3-1-1 (本店) ☎03-3308-3181</p> 	<p>農業者及び地域の組合員向けの貯金・共済・融資などの金融事業のほか、農業に関する指導事業・販売事業など。</p> <p>城西支店 杉並区成田東 5-18-7 ☎03-3392-7271</p> <p>杉並中野支店 杉並区桃井 2-3-4 ☎03-3399-8983</p> <p>ファーマーズマーケット荻窪 (旧杉並グリーンセンター) 杉並区阿佐谷南 3-13-2 ☎03-5349-8791</p>
<p>東京都農業振興事務所 立川市錦町 3-12-11 ☎042-548-4861</p> 	<p>生産・都市農業・農業環境などを行う東京都の農業振興機関。</p> <p>中央農業改良普及センター 小平市花小金井 1-6-20 ☎042-465-9882</p> <p>中央農業改良普及センター西部分室 杉並区阿佐谷南 1-16-11 洞口ビル 3F ☎03-3311-9950</p>

(5) 仕事探し・雇用関係等機関

機関概要	業務内容
<p>ハローワーク新宿 右記参照</p> 	<p>歌舞伎町庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人の申し込み ・事業主が行う雇用保険の事務手続き ・障害者の職業相談・紹介 ・日本人の配偶者である外国人等、就労に制限のない在留資格の方やアルバイトを希望する留学生の職業相談・紹介 <p>新宿区歌舞伎町 2-42-10 ☎03-3200-8609</p> <p>西新宿庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事の相談・紹介 ・求人情報の閲覧 ・雇用保険給付窓口 ・職業訓練の相談窓口 <p>新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワービル 23 階 職業相談・紹介 ☎03-5325-9593 雇用保険給付 ☎03-5325-9580</p> <p>新宿わかものハローワーク</p> <p>正社員での就職を目指している若者や正社員として働いた経験が少ない方などを対象に予約担当制の個別支援、就職活動に有効な各種セミナーの開催等、若者の就活のためにさまざまな就職支援を実施</p> <p>新宿区西新宿 1-7-1 松岡セントラルビル 9 階 ☎03-5909-8609</p> <p>東京新卒応援ハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等に在学中及びそれらの学校を卒業した方で、新卒扱いで就職を希望する方への就職支援 ・高校生以下の生徒の就職支援 <p>新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 21 階 ☎03-5339-8609</p> <p>東京外国人雇用サービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本での就職を希望する外国人留学生、専門的・技術的分野の在留者（人文知識・国際業務・技術・技能など）に対する職業相談・紹介 <p>新宿区四谷 1-6-1 コモレ四谷 四谷タワー13 階 ☎03-5361-8722</p>
<p>マザーズハローワーク東京 渋谷区渋谷 1-13-7 ヒューリック渋谷ビル 3 階 ☎03-3409-8609</p> 	<p>仕事と子育ての両立を目指す方等（男女を問わず）の職業相談・紹介</p>

<p>東京しごとセンター 千代田区飯田橋 3-10-3 ☎03-5211-1571</p> 	<p>東京都が設置した「仕事探しのワンストップサービスセンター」。就業相談、各種セミナー・能力開発、求人情報の提供・職業紹介など、あらゆる年齢層の方の就職活動を支援 開館時間：平日 9 時～20 時、土曜日 9 時～17 時</p>
<p>新宿労働基準監督署 新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 4・5 階 総合労働相談コーナー ☎03-6863-4460</p> 	<p>労働基準法に基づく、事業所に対する監督指導や労働保険の加入、労災の給付など</p>
<p>公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団（ワークサポート杉並） 杉並区高井戸東 4-10-26 杉並障害者福祉会館 1 階 ☎03-5346-3250</p> 	<p>障害者の就労支援、障害者を雇用する事業所の支援</p>
<p>公益社団法人 杉並区シルバー人材センター 杉並区阿佐谷南 1-14-2 みなみ阿佐ヶ谷ビル 6 階 ☎03-3317-2217</p> 	<p>区内在住のおおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある高齢者に、臨時的・短期的な雇用・就業機会を提供</p>

3 杉並区産業振興基本条例（全文）

杉並区では、良好な住宅都市として発展する中で、商業、工業、農業をはじめ、情報関連産業やサービス業等様々な産業が営まれてきた。

これからの杉並区を、地域ににぎわいと活力を生み出す産業と住環境とが調和した、より質の高い住宅都市へと発展させていくためには、全ての事業者、区民及び区は、相互に協力し、産業の持つ多面的な機能と魅力を高め、さらにその機能と魅力を将来に伝えていかなければならない。

そのためには、より豊かに安心して暮らせるまちづくりという観点に立って、地域社会と共生する活力ある産業の振興を目標に、商業、工業、農業といった枠組みを越えた横のつながりを意識した新たな取組や、地域の特性や事業者の意欲と多くの人々の力が生かされる取組等を進めていく必要がある。

これらの取組に向けて、産業振興における基本方針と施策の方向性を明らかにするとともに、全ての人々が手を携えて、杉並らしい産業を振興していくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における産業が区民生活や地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、産業振興（区における産業の振興をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項を定めることにより、産業振興の総合的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- (3) 産業経済団体 区内に存する商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。）、商店会（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は任意の商店会をいう。）その他産業振興を図ることを目的とした団体として区長が認めたものをいう。

（基本方針）

第3条 産業振興は、事業者の創意工夫及び自助努力をもとに、事業者、産業経済団体、区民及び区が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進することを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

- (1) 住環境と調和した産業振興を図ること。
- (2) 産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を図る等、産業経済団体の活動を促進すること。
- (3) 区内産業の付加価値を高める取組及び農産物の地産地消の推進その他の区内製品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進すること。
- (4) 生活に潤いや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりを進めること。
- (5) 安全、安心、安らぎ等の多様な機能を備えた都市における農地の重要性に鑑み、その保全に努めること。
- (6) 区民の安定的な就労を促進すること。
- (7) 仕事と生活の調和を図り、安心して健康に働くことのできる環境の整備を推進すること。
- (8) 地域の資源を発掘し、活用し、及び発信することにより、魅力の向上及びにぎわいの創出を図り、地域経済の活性化を推進すること。

(事業者等の責務)

第4条 事業者及び産業経済団体（以下「事業者等」という。）は、自らが地域社会の一員としての社会的責任があるとともに、区内産業の担い手であることを自覚し、地域活動への積極的な参加及び応分の負担を行う等、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、他の事業者等と相互に連携し、情報の交換及び共有を行い、事業の発展及び地域経済の活性化に努めなければならない。
- 3 事業者等は、区民の利便性及び快適性の向上のための環境の整備等を通じて、地域社会に貢献するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の向上等に努めなければならない。
- 5 事業者は、産業経済団体が地域経済及びまちづくりに果たす役割を理解し、産業経済団体への加入等により、産業振興の基盤強化に資するよう努めなければならない。

(区の責務)

第5条 区は、地域経済の活性化を通じて、区民生活の向上及び地域社会の発展に意欲を持って取り組む事業者等について、その目的が達成できるよう適切な支援を行うものとする。

- 2 区は、産業経済団体に加入する事業者に対し必要な措置を講ずる等、産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を支援するものとする。
- 3 区は、産業振興に関する施策を実施するため、国、東京都その他の関係機関との連携を図るものとする。
- 4 区は、区内産業の実態把握に努め、産業振興に関する計画を定め、必要に応じて施策及び事業の評価及び見直しを行うものとする。

(区民の理解と協力)

第6条 区民は、自らの消費行動が地域経済の活性化に寄与することを理解し、区内製品の消費を積極的に進め、産業振興に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例（平成16年杉並区条例第41号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に存する杉並区産業振興計画は、第5条第4項の規定により定められた産業振興に関する計画とみなす。

4 産業振興センターの組織と主な業務内容 (令和5年4月1日現在)

管理係

- 1 産業振興センターの維持管理に関すること。
- 2 産業振興計画に関すること。
- 3 産業振興審議会に関すること。
- 4 産業商工会館に関すること。
- 5 勤労福祉会館に関すること。
- 6 センター内他の係に属さないこと。

商業係

- 1 商業の振興に関すること。
- 2 特定商業施設に関すること。

商業調整担当

- 1 プレミアム付商品券事業に関すること。

観光係

- 1 アニメの振興に関すること。
- 2 すぎなみアニメキャラクター「なみすけ」の管理に関すること。
- 3 観光及び集客力の向上に関すること。
- 4 すぎなみ学倶楽部に関すること。
- 5 杉並区の魅力発信に関すること。

就労・経営支援係

- 1 就労支援に関すること。
- 2 杉並区就労支援センターの運営に関すること。
- 3 商工相談及び中小企業資金融資のあっせんに関すること。
- 4 産業活動の支援に関すること。
- 5 創業の支援に関すること。
- 6 工業の振興に関すること。
- 7 中小企業勤労者福祉事業に関すること。

都市農業係

- 1 農業振興に関すること。
- 2 農業委員会に関すること。
- 3 農業関係団体に関すること。
- 4 区民農園に関すること。
- 5 農業公園に関すること。

杉並区産業振興ガイド2023

令和5年度版

登録印刷物番号

05-0026

令和5年8月発行

編集・発行

杉並区産業振興センター

所在地

杉並区上荻1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2階

☎03-5347-9134 (代)